

陸上自衛隊仕様書		
Wi-Fi 機器据付の借上	仕様書番号	
	作成	R 8. 3. 4
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処 総務部総務課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、用賀駐屯地体育館2階に設置する Wi-Fi 機器据付の借上（以下“本借上”という。）について規定する。

1.2.1 用語及び定義

この仕様書で定義する用語及び定義は、GLT-CG-C00001（以下、「電子共仕」という。）及び GLT-CG-Z00001（以下、「一般共仕」という。）による。

1.2.2 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログ等によって明確にされているものをいう。

1.2.3 カタログ

この仕様書においては、製造者の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

a) 仕様書

GLT-CG-C00001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z00001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z00009 陸上自衛隊 IT 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達にかかるサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[装備庁(事)第3号(31. 1. 9)]

情報システムに関する調達にかかるサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)[装武第188号(31. 1.9)]

1.3.2 関連文書

IT 利用装備品等及び IT 利用装備費品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）[武管調第4957号(3. 3.31)]

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

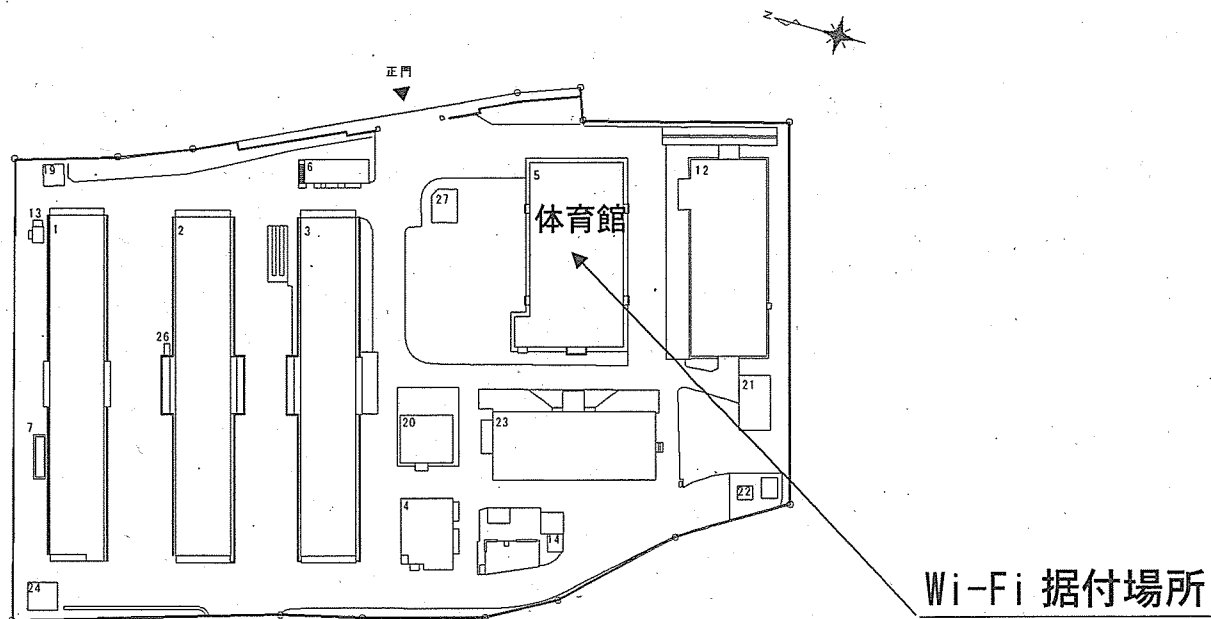
- a) 本借上は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本借上のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクの対策などを行うものとする。
- b) IT 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.1による。

2.2 月額の使用期間

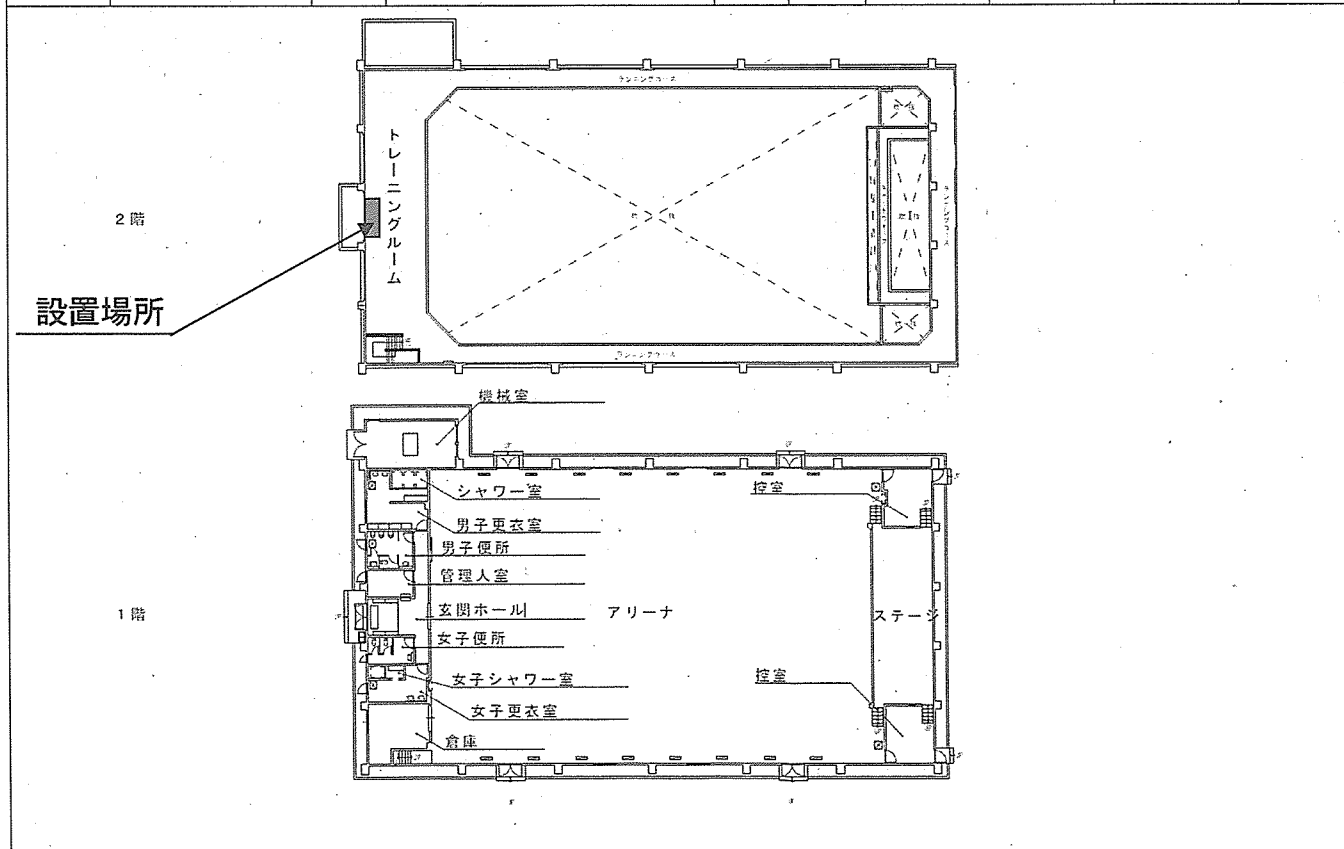
令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

2.3 借上場所

陸上自衛隊用賀駐屯地 体育館2階



駐(分)屯 地名	用賀駐屯地	図面	体育館平面図	建物 番号	5	縮尺	作成年月	図面番号 及び番号	④-5
						1:400	7.3.31		



2.4 借上機器

Wi-Fi 機器設置役務

(1) Wi-Fi 機器名・規格等

CiscoMERAKI MR46, ぎがらく Wi-Fi プラン (セキュリティ対応) 同等規格
Wi-Fi 機器については借上げたものを設置するものとする。

(2) ルーター機器・規格等

Aterm WG2600HS2 ルータ機器、ONU 光回線終端装置、同等規格
ルータ機器については借上げたものを設置するものとする。

2.5 本借上機器の据付

契約業者は、土日祝日を除く契約日から令和8年3月31日(火)17:00までの間に2.3の借上場所に示す場所へ本件借上機器を据付けるものとする。細部は官側との調整による。

借上機器及び設置に関する諸費用は、全て業者の負担とする。

2.6 本借上機器の返納

契約業者は、借上期間終了後に本借上機器を回収するものとし、細部は官側との調整による。但し次年度も同一の契約業者が契約相手方となることが当該年度内に決定した場合にはこの限りでない。

2.7 納入及び返納に関する事項

- a) 本借上の初期費用には、基本工事費用及び事務手数料等の月額使用料を除くすべての費用を含むものとする。
- b) 解約に至った場合、解約手数料等の一切の費用を官側は負担しないものとする。

2.8 サポート体制

本契約の履行に当たり、官側の故意・過失無く、本借上機器に不具合が生じた場合には、契約業者は無償で修理すること。

2.5 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

3 支払

3.1 Wi-Fi 月額使用料

本借上による使用期間は月初から月末までの1月を単位とし、使用月の翌月に使用料を請求するものとする。

3.2 月額使用料を除く諸費用は、全て業者負担とする。

4 検査

4.1 本借上機器の据付の検査については契約業者立ち会いのもと、検査官が行う。

4.2 月額使用料については契約業者の立ち会いを要さず、検査官のみで行う。

5 秘密保全

5.1 庁舎内の出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係ない施設への立ち入りを禁止する。

5.2 契約を履行する上で知りえた情報を他の者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

6 その他

その他は、次による。

- a) 本借上機器の据付にあたっては駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、速やかに検査官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- b) 廃棄物が発生した場合は、契約の相手方が処分する。
- c) 作業員については日本国籍を持つものとする。
- d) 事前の現地確認が必要な場合は、希望するおおむね1週間前を基準として官側に申し出るとともに所要の手続きを取るものとする。
- e) 本仕様書及び内容に明記のない事項について、契約業者が規定する社内規定は適用しない。必要に応じて官側と協議する。
- f) 仕様書に関する疑義
この仕様書に関し疑義が生じた場合は、契約担当官、監査官又は検査官と協議し、指示を受けるものとする。